

鎌倉市農業委員会 令和3年度 第5回総会 議事録	
日時	令和3年(2021年)8月26日(木) 15時25分開会
場所	鎌倉市役所 本庁舎4階 402会議室
委員名	1番 小川和己、2番 浜野清一、3番 石澤一英、 4番 市川幸子、5番 小泉紀久夫、6番 柏木博明、 7番 和田雅裕、8番 落合るみこ、9番 岡崎和彦、 10番 飯田正実、11番 平井保男、12番 郷原均、 13番 三橋義昭、以上13名
事務局出席者	鈴木事務局長・飯田担当係長・名塚職員・酒井職員
欠席委員	10番飯田委員
議長(平井会長)	定刻になりましたので、只今から総会を開会いたします。 欠席の届出があるようですので、事務局より報告をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	議長。10番飯田委員から所用のため、欠席する旨の届出がありましたので報告します。
議長(平井会長)	本日の議事録署名委員と、現況証明委員を指名いたします。 議事録署名委員については、5番小泉委員、6番柏木委員にお願いいたします。 次回の現況証明委員については、1番小川委員、2番浜野委員にお願いいたします。
議長(平井会長)	それでは、日程第1、報告第15号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、1件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(飯田係長)	議長。日程第1、報告第15号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、着席してご報告します。 本報告は、相続等により、農地の権利を取得した者が行う届出について、7月12日から8月10日までに受理し、処理した案件について報告するものです。 資料につきましては、送付資料の1ページと2ページをご覧ください。 それでは、報告に移ります。 対象地の地番、面積等は報告書に記載のとおりです。 本件は、令和2年8月12日に相続により届出者が所有権を取得し、令和3年8月2日に専決処分いたしました。 以上1件、賃貸借関係はありません。以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第2、報告第16号、農地法第4条第1項第8号の規定

	による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、5件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(飯田係長)	議長。日程第2、報告第16号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、ご報告します。 本報告は、土地所有者が農地を転用する際に行う農地法第4条の届出について、7月12日から8月10日までに受理し、処理した案件について報告するものです。 資料につきましては、送付資料の3から9ページをご覧ください。 それでは、報告に移ります。 3ページの番号1と、5ページの整理番号1の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等は報告書に記載のとおりです。 本件は、令和3年8月3日に共同住宅へ転用のため、令和3年7月27日に専決処分いたしました。 続きまして、3ページの番号2と、6ページの整理番号2の案内図をご覧ください。 本件は、令和3年8月12日に専用住宅へ転用のため、令和3年8月2日に専決処分いたしました。 続きまして、3ページの番号3と、7ページの整理番号3の案内図をご覧ください。 本件は、令和3年8月16日に資材置場へ転用のため、令和3年8月2日に専決処分いたしました。 続きまして、4ページの番号4と、8ページの整理番号4の案内図をご覧ください。 本件は、令和3年8月24日に専用住宅へ転用のため、令和3年8月13日に専決処分いたしました。 続きまして、4ページの番号5と、9ページの整理番号5の案内図をご覧ください。 本件は、令和3年8月25日に専用住宅へ転用のため、令和3年8月5日に専決処分いたしました。 以上5件、賃貸借関係はありません。以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第3、報告第17号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、3件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。

事務局(飯田係長)	議長。日程第3、報告第17号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、ご報告します。 本報告は、土地の売買や、賃借を伴う農地転用の際に行う農地法第5条の届出について、7月12日から8月10日までに受理し、処理した案件について報告するものです。 資料につきましては、送付資料10～13ページをご覧ください。それでは、報告に移ります。 10ページの番号1と、11ページの整理番号1の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和3年8月1日に専用住宅へ転用のため、令和3年7月27日に専決処分いたしました。 続きまして、10ページの番号2と、12ページの整理番号2の案内図をご覧ください。 本件は、令和3年11月1日に専用住宅へ転用のため、令和3年8月2日に専決処分いたしました。 続きまして、10ページの番号3と、13ページの整理番号3の案内図をご覧ください。 本件は、令和3年8月10日に専用住宅へ転用のため、令和3年8月10日に専決処分いたしました。 以上3件、賃貸借関係はありません。以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
3番(石澤委員)	議長。3番。整理番号3の件ですが、被相続人誰々、相続人誰々となっていますが、農地法第3条の3第1項による相続の届出の手続きはいらないのですか。
事務局(名塚職員)	議長。本来は相続登記完了後に、農地法第3条の3第1項による相続の届出を行っていただいた上で、この届出を行うのが通常の手続きの流れとなります。しかし、本件のように、相続登記が完了していなくても、遺産分割協議書、戸籍謄本等、その他必要書類を添付するなどして、相続人を明らかな状態にした上で、農地転用の届出をすることは可能です。
3番(石澤委員)	議長。3番。届出者以外の人でも相続する可能性はありませんか。
事務局(名塚職員)	議長。提出された遺産分割協議書、戸籍謄本等、その他必要書類により、相続人を確認した上で、この届出を受理しています。
3番(石澤委員)	議長。3番。わかりました。
議長(平井会長)	他に何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第4、議案第11号、非農地証明について、上程いたします。

	事務局から説明をお願いします。
事務局(飯田係長)	議長。日程第4、議案第11号、非農地証明について、ご説明いたします。 送付資料の14ページの議案書、15ページの議案第11号参考資料をご覧ください。 非農地証明は、本日配付した「議案第11号参考資料①」、県が作成する「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」から抜粋した非農地の定義により、当該土地が農地法上の農地に該当しないことを農業委員会が証明するものです。 はじめに、非農地の定義についてご説明します。 非農地には、参考資料①に記載の12項目のいずれかに該当する転用後10年の土地であって、かつ農地等に復元することが著しく困難な土地が該当します。 次に、非農地の要件についてですが、資料に記載の6項目に該当するかを確認します。 ① 農用地区域に設定されていないこと。 ② 当該土地の立地等の条件が審査基準に規定する農地区分甲種農地及び第1種農地に該当する場合には、その転用目的が立地基準に適合していること。 ③ 周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれがないこと。 ④ 当該土地が、農地等を含む筆の一部でないこと。 ⑤ 当該土地が、申請時から過去10年間、違反転用として追求されておらず、かつ、今後も追及の見込みがないこと。 ⑥ 転用後10年以上経過していること。 これらの要件を満たした土地が、非農地として判断されるものです。 続いて、本議案についてご説明いたします。 本議案の申請者及び申請地は、事前に送付した議案資料及び参考資料のとおりで、当該地は市街化区域内であり、現況は山林となっています。 そのため、参考資料①の非農地の定義にある12項目のうち、⑨に該当します。 次に、非農地の要件の6項目について、順番に確認させていただきます。 ①「農用地区域に設定されていないこと。」ですが、農用地区域は、関谷・城廻地域の農業振興地域の農地が地番指定されている区域であるため、対象地は農用地区域に指定されていない土地となります。 次に、②「当該土地の立地等の条件が審査基準に規定する農地区分甲種農地及び第1種農地に該当する場合には、その転用目的が立

	地基準に適合していること。」ですが、農地区分甲種農地及び第1種農地とは、前提として、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地を指しますので、対象地は周辺に農地がないため、該当しません。 ③「周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれがないこと」についても同じく周辺に農地がないため、支障はありません。 ④「当該土地が、農地等を含む筆の一部でないこと。」については、対象地全体が山林化してるため、筆の一部ではありません。 ⑤「当該土地が、申請時から過去10年間、違反転用として追及されておらず、かつ、今後も追及の見込みがないこと。」については、違反転用ではなく、山林であるため、今後も追及の見込みはありません。 ⑥「転用後10年以上経過していること。」については、平成8年(1996年)当時の航空写真で現地を確認しても、対象地が山林となっていることから、転用後10年以上が経過していると考えられます。 よって、非農地の要件6項目をすべて満たし、山林であることから、非農地として判断しようとするものです。 本議案についてご審議いただき、ご了承いただければ、申請者に非農地証明を交付しようとするものです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の郷原委員から補足説明をお願いします。
12番(郷原委員)	議長。12番。8月19日(木)午後1時30分より、平井会長、和田副会長、現況証明委員の三橋委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。対象地の現在の状況を確認したところ、現地は山林となっており、農地等に復元することは著しく困難な土地です。以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
3番(石澤委員)	議長。3番。非農地の要件の一つとして、山林に転用とおっしゃっていましたが、もともと畑だったものを木か何かを植えて山林にしたということですか。
事務局(名塚職員)	議長。今回のケースは、10年以上を経て自然に山林になった状況について、「山林に転用」と表現させていただきました。
3番(石澤委員)	議長。3番。非農地証明を取る目的は何なのですか。
事務局(名塚職員)	議長。まずは、地目の変更を行うということでございますが、その先にどのような土地利用があるかということまでは把握しておりません。通常、農地を転用する場合には、調整区域では許可と取らねばなりませんが、このように市街化調整区域でずっと農地ではなく、今後も農地として使う予定のないところについては、非農地証明を出して地目を変える、という形を取るケースがあります。
3番(石澤委員)	議長。3番。農地法第4条ではできないのですか。
事務局(名塚職員)	議長。このケースは、そもそも転用する計画が成り立たない土地

	ですし、転用目的があつてというのではなく、あくまでずっと農地ではないので、もう農地から外してくださいというような主旨になります。
3 番(石澤委員)	議長。3 番。今の地目である農地のままでは具合が悪いということですか。
事務局(名塚職員)	議長。地目が農地のものを農地のまま権利移動するには、農業委員会の許可が必要となります。つまり、そのままですと所有権の移転ができないということになりますので、地目を変更したいということが主旨としてあると思われます。
3 番(石澤委員)	議長。3 番。わかりました。
議長(平井会長)	他に何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います が、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第 11 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 11 号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第 5、議案第 12 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(飯田係長)	議長。日程第 5、議案第 12 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 はじめに、農地法第 3 条についてご説明します。 農業委員会研修テキストシリーズ 2、農地法の 6 ページをご覧ください。 農地を農地として貸し借り、売買するには、農業委員会による、農地法第 3 条の許可を受ける必要があります。 次に、8 ページをご覧ください。 農地法第 3 条の許可については、農地の借り手や、買い手の要件があり、これを満たした者でなければ許可することができないものです。 それでは、議案第 12 号について、テキストに記載の要件に沿ってご説明いたします。 送付資料 16 ページの議案書及び 17 ページの参考資料をご覧ください。 案内図の白塗りの土地が、本件の対象地であり、斜線部分については、周辺で申請者が現在耕作している土地です。 本件は、議案書記載の申請者から、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請書が提出されたものです。

	許可にあたっては、テキストの8ページに記載のとおり、個人の基本要件である、4つを満たしていることが条件となります。 まず、9ページに記載されている全部効率要件についてご説明します。 これは、権利を取得しようとする者が、現在耕作している土地を含めてすべてを効率的に耕作できるかを判断するものです。 申請者は、本人、妻、母の3人で農業に従事しています。 また、トラクター、耕うん機、移植機を保有していること、従事者の3名は全員15年以上の従事経験があり、労働力についても問題ないことを確認しています。 次に、テキスト10ページをご覧ください。 3の農作業常時従事要件についてですが、申請人が農作業に従事する日数が150日以上であることを確認するものです。 従事者のうち、申請者が年180日従事しているとのことで、要件を満たしています。なお、他の従事者についても、母が150日、妻が100日の従事日数があります。 次に、テキスト11ページの4、下限面積要件についてですが、権利を取得する者またはその世帯員等が耕作する面積が、取得する土地を含めて50アール以上であることとされているものです。 ただし、各農業委員会で、地域の実情を踏まえて「別段の面積」を設定することができ、鎌倉市は、ファイルにてお配りしております鎌倉市告示第9号に記載のとおり、40アールと定めています。 申請者の耕作面積は、5,009平方メートルで、城廻地域の農地を取得するための下限面積40アール＝4,000平方メートルの要件を満たしています。 最後に、12ページに記載の5、地域との調和要件についてですが、これは権利の取得により、農地の集団化等に支障が生じないかを判断するものです。 案内図で示すとおり、周辺の農地は申請者が自ら耕作しているため、影響はありません。 これにより、4つの要件すべてを満たしています。 農地法第3条による許可については、農業委員会による許可になりますので、本日、当委員会でご審議いただき、承認されれば、申請者に対して許可書を交付することになります。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の三橋委員から補足説明をお願いします。
13番(三橋委員)	議長。13番。8月19日(木)午後1時30分より、平井会長、和田副会長、現況証明委員の郷原委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。■が対象地の周辺で耕作している農地の現在の状況を確認したところ、現地は、作付けは行われてい

	ませんでした。耕うんされ、今後の作付けに向けた準備が行われており、耕作状況は特段の問題は無いものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。が、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第12号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第12号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第6、その他、諸般の報告について、4件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(飯田係長)	議長。日程第6、その他、諸般の報告について、4件、ご報告いたします。 諸般の報告1、農地法第30条による利用状況調査の実施について、ご報告します。 利用状況調査とは、平成21年の農地法改正により農業委員会に調査が義務付けられたもので、調査方法は農地を1筆ごと、目視で現地を確認するもので、調査結果を取りまとめた後、県へ報告するものです。 この調査は、例年お願いしているもので、委員の皆様には例年同様、市街化調整区域の農地及び生産緑地について、原則2名での調査をお願いします。 なお、今年度から、調査方法に大幅な改正があり、それに伴って皆様をお願いする内容に若干の変更がありますのでご説明します。 本日お配りしておりますパンフレット、「農地パトロール(利用状況調査)と利用意向調査が新しくなりました」の2ページをご覧ください。 まず、調査目的についてですが、昨年度把握した遊休農地が解消されているか、また、新たに遊休農地化した農地はないかを確認するものです。 遊休農地とは、過去1年以上にわたり、農作物の作付けが行われておらず、かつ、今後も農地の維持管理や農作物の栽培が行われる見込みがない農地や、農作物の栽培は行われているものの、周辺の同種の農地と比較して、著しく劣っている農地をいいます。なお、作付けがされていなくても、維持管理がされている農地については、遊休農地とはなりません。 次に、調査の変更点についてご説明します。3ページの下段をご覧ください。

昨年度までは、農地として草刈り等適切な管理が行われている場合には○を、雑草が繁茂している等の場合には×という、○か×の2区分を判定していただいておりますが、今年度からは、3ページ下段、左側の表の①～⑤の5つの区分に分ける必要が生じました。

順を追って説明いたします。

①は、遊休農地ではあるものの、荒廃の程度が低いものです。

②は、荒廃の程度は中程度ですが、大規模な区画整理等の基盤整備が行われれば、解消される遊休農地です。

③は、集団性のある農地の中で、他の土地と比べて耕作状況が良くないなど、利用状況が他の農地と比べ劣っているものと定義されていますが、鎌倉市内で集団性のある地域は農業振興地域に限定され、かつこの定義に該当する農地の判定は難しいため、関谷・城廻に限定し、今年度は事務局が判断を行います。

④は、所有者の死亡や、遠方にお住まいで農地が荒れている土地ですが、これも遊休農地と判定された土地の中から、事務局が住民基本台帳等を確認し、判別します。

⑤は、荒廃度が重度であり、農地に復元することが困難である土地です。

今回の調査で農業委員の皆様にご覧いただき遊休農地は①、②、⑤になります。以上の区分を踏まえ、農業委員の皆様にご覧いただき調査していただく内容を別紙のとおり個別に取りまとめております。

お配りしております、農地利用状況調査ファイルをお開き頂き、利用状況調査 調査票記載フローと字ごとに添付しております調査票をご覧ください。

まず、対象地を目視で確認し、耕作又は草刈りなどの管理がされている場合は○を、一年以上耕作又は草刈りなどの管理がされていない場合は×を、調査票の○×欄に記入して下さい。○とするかどうかの判断においては、仮に耕作されてなくとも、引き続き耕作される見込みがある農地かどうかで判断をお願いします。

次に、区分欄を×と判断したものについて記載をお願いします。草刈りなどで解消できるなど、荒廃度が低度であれば①を、草刈りで解消はできないものの、重機との併用で解消の見込みがあるような、荒廃度が中度の土地は②を、山林化しており、農地に戻すのはかなり困難である、荒廃度が重度の土地は⑤を記入して下さい。

更に、×と判定した農地については、次の2つの新たな確認事項があります。

まず、その土地が遊休農地になってしまう要因を記入していただきます。要因が2つ以上ある場合には、大きいと考えられる要因を要因1に、次に大きいものを要因2の欄に番号で記入してください。

い。選択肢にある①～⑥のどの要因にも当てはまらず、⑦その他の理由とした場合には、要因⑦の場合の欄に記入をお願いいたします。

つぎに、立地については、遊休農地の立地を①～④の番号から選択し、記入していただきます。

備考欄につきましては、現状山林であれば山林など、状況を記入していただきます。

遊休農地ではなく、○とした場合でも、来年度以降の調査で目印とするために、現況欄を記入していただいても構いません。

また、これまで調査日、調査者はそれぞれの地番ごとに記入いただいておりますが、調査票右上に該当欄を設けましたので、そちらに記入をお願いします。

なお、これまで調査票に土地所有者等の情報が記載されておりましたが、調査項目が増えた関係で、一連で記載できなかったため、確認が必要な場合には、ファイルの一番後ろのページに一覧表を添付しておりますので、ご確認ください。

今回、ご希望の委員につきましては、それぞれ初回の現地調査に事務局職員が同行し、調査の方法等についてお示しさせていただきたいと考えております。

地区割りについては、昨年の調査の割り振りを参考に作成しております。

調査結果については、10月25日（月）開催予定の10月総会の際にご提出をお願いします。

そのあと、皆様が×と判定した遊休農地を事務局で再確認し、地権者へ意向調査等を行います。

ご不明な点がございましたら、事務局までお問合せください。

なお、市街化区域の農地と、一部の調整区域、生産緑地の調査については、事務局で対応する予定です。

本総会終了後、各地区の担当委員の方ごとに調査について、日程等の協議をしていただきますようお願いいたします。

また、関谷地域の農業委員の皆様は、総会終了後、ご参集をお願いいたします。

以上で、諸般の報告1の説明を終わります。

次に、諸般の報告2、令和3年度神奈川県農業農政活動協力金、旧賛助会費の募金について、ご報告します。

担当する委員の皆様へ、封筒の中に一緒に入れてお配りしております「令和3年度神奈川県農業会議農政活動協力金（募金）の募集について」をご覧ください。

内容は、農業会議が行う農政活動に賛同する農家を農政活動協力員、賛助会員として、農家1戸当たり600円の募金を集めて、農業委員会連合会を通じ農業会議へ納入し、農政活動の資金として使用され

	るものです。 今年度も神奈川県農業会議会長から募金の依頼がありましたので、委員の皆様、各地区を回っていただき農政活動協力金、賛助会費の募金の協力依頼及び取りまとめをお願いいたします。 募金の際に配布いただく資料につきましては、通知に記載のとおりですが、集金した際に、領収書を渡すとともに、資料記載の配布書類をお配りいただきますようお願いいたします。 また、領収書については、氏名を記入済みです。万が一、相続等により記載した氏名が異なる場合には、予備の領収書をお使いいただきますようお願いいたします。 集めました募金につきましては、領収書と合わせて11月5日金曜日までに事務局へお持ちいただきますようお願いいたします。 次に、諸般の報告3、遊休農地解消対策実践活動について、ご報告します。 8月5日(木)に、今年度4回目の実践活動を行いました。当日は暑さ対策で午前中に実施しましたが、作業に御協力いただいた皆様、ありがとうございました。 9月の実践活動の予定は、9月9日(木)に、第5回目の実践活動を行う予定です。Aグループの皆様、和田副会長、柏木委員、郷原委員、市川委員、岡崎委員は、ご協力の程、よろしくお願いいたします。9月も依然として残暑厳しい時期の作業となりますので、午前中の作業といたします。午前9時30分に手広の圃場に現地集合し、11時30分までの2時間の作業としたいと思います。当日が雨天の場合は、13日(月)に延期とします。 なお、当日都合がつかない方は、他のグループの委員と調整の上、必ず代わりの方を立てていただくよう、お願いいたします。 最後に、9月総会の日程についてです。 次回は、9月27日(月)15時30分から、鎌倉市役所本庁舎4階402会議室で開催します。 諸般の報告は、以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
12番(郷原委員)	議長。12番。よく聞き取れなかったので質問なのですが、○とした場合でも備考欄に記載するというのはどういうことですか。
事務局(名塚職員)	議長。×の場合は必ず状況を書いておりますが、○の場合でも、現地を毎年ご覧いただいているなかで、もし何か目印を残しておきたいということがあれば、参考として書いていただいても構わないということです。
12番(郷原委員)	議長。12番。承知しました。
議長(平井会長)	他に何か、ご意見、ご質問はございませんか。
9番(岡崎委員)	議長。9番。草刈りの状況ですが、1年以上草刈りしていないのではなく、連作障害を避けるため収穫後一時的に草が繁茂する

	場合がありますが、丁度そのタイミングで調査に行ってしまった場合は、判別が難しいと思うのですが、どうしたら良いですか。
議長(平井会長)	メモして、事務局に相談するとか、どうでしょうか。
12 番(岡崎委員)	議長。12 番。調査日を記入するから、その日時点で×にして、備考欄に状況を記入しておくことで良いかなと思います。×の場所は、再度事務局が調査に行く訳だから、その判断に任せたらどうでしょうか。
事務局(名塚職員)	議長。1 年間のなかで草刈りその他の管理がなされている形跡があれば、○にさせていただいて構いません。しかし、1 年以上草刈りもしていないし、今後も耕作、管理する意思がなさそうであると、現場を見て客観的に判断されたならば、×にさせていただくということをお願いしたいと思います。
事務局(飯田係長)	議長。今回変更された調査内容について、具体的な判断基準はなく、調査者の主観で判断してくださいということです。いま名塚職員が申し上げたように、今後も耕作、管理される見込みがあるかどうかというところで判断いただければと思います。更に、調査表に続いて、農業会議からいただいた写真があるのですが、これも 1 つの目安として判断していただきたいと思います。
事務局(名塚職員)	議長。あとは、皆さんが×と判定いただいたものについて、事務局サイドで再確認して○であろうと判断した場合には、事務局が勝手に決定するのではなく、確認した内容を必ず皆さんにフィードバックさせていただき、最終的に農業委員会と事務局との見解をすり合わせたうえで、統一した判断を行っていきたいと思っています。
3 番(石澤委員)	議長。3 番。この表は筆ごとに区分されていますが、現実には沢山の筆という一団として畑になっていて、その中の一部のみが農地なのかどうかという所がありますが、やはり筆ごとで見ないといけないのでしょうか。例えば、一団の大きな畑の一番端のほうに草刈りその他のごみが出たりした場合には、どのように判断したら良いのでしょうか。
事務局(名塚職員)	議長。今おっしゃったような例ですと、例えば草を置いているというのが、あくまでその一団の土地を管理するうえでのことなのであれば、耕うんなどしていなくても、○ということになると思われます。
3 番(石澤委員)	議長。3 番。では、例えば 10 筆を括弧でくくって、○×をつけるのか、やはり筆ごとに○×をつけるということなのですか。
事務局(名塚職員)	議長。調査表のなかで、ここからここまでとくくって○をつけていただくのは構わないです。ただ、×をつける場合には、それぞれの筆で×をつけて、状況を記載していただくことが、今回から必要になりましたので、お手数ですが、宜しくお願いします。
3 番(石澤委員)	議長。3 番。農地法自体の改正ですか。

事務局(名塚職員)	議長。法律自体の改正ではなく、国の利用状況調査に対する運用自体が変更になったということです。
3 番(石澤委員)	議長。3 番。わかりました。
議長(平井会長)	他に何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、以上をもちまして、令和3年度第5回総会を閉会いたします。 ありがとうございました。
会 長	平井 保男
議事録署名委員 5 番	小島 紀久夫
議事録署名委員 6 番	相木 博明